

環境省 同時発表

平成 29 年 10 月 24 日

ストックホルム条約残留性有機汚染物質検討委員会第 13 回会合 (POPRC13) が開催されました

平成 29 年 10 月 17 日から 20 日にかけて、残留性有機汚染物質を国際的に規制するストックホルム条約による規制対象物質について検討を行う「残留性有機汚染物質検討委員会」(POPRC)の第 13 回会合がイタリアのローマで開催されました。

本会合では、ジコホルンについて、条約上の廃絶対象物質(附属書 A)への追加を締約国会議に勧告することが決定されました。また、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び PFOA 関連物質については、POPs 条約上の位置付け(製造・使用等の「廃絶」若しくは「制限」、並びに「意図的でない生成」)及び適用除外について、更なる情報収集を行い、引き続き検討することが決定されました。さらに、新たに提案されたペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及び PFHxS 関連物質について、条約対象物質とする必要性についての検討を進めることが決定されました。

1. 背景

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)」は、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル(PCB)、DDT 等の残留性有機汚染物質(POPs: Persistent Organic Pollutants)の製造及び使用の廃絶や制限、その意図的でない生成による放出の削減等の規制に関する条約です。

条約対象物質への追加について検討する検討委員会(POPRC、加盟国の 31 人の専門家から構成)においては、加盟国から提案された物質について、①スクリーニング、②危険性に関する詳細検討(リスクプロファイル)、③リスク管理に関する評価の検討の 3 段階のプロセスを経て、締約国会議(COP)に勧告します。

COP での決定の後、各加盟国は、対象物質について製造、使用等を規制することになります。我が国では、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」等によって規制します。

2. 今回の会合での決定内容

POPRC の第 13 回会合(POPRC13)は、平成 29 年 10 月 17 日～20 日、イタリアのローマで開催され、我が国からは、メンバーとして高月峰夫早稲田大学客員教授が、また、オブザーバーとして経済産業省・環境省の担当官、国内の専門家等が出席しました。POPRC13 で決定した内容は、以下のとおりです。

(1) 条約対象物質への追加

①ジコホル(提案国:欧州連合)

【主な用途】殺虫剤※

リスク管理に関する評価及び POPs 条約上の位置付け(製造・使用等の「廃絶」)について検討し、特定の用途についての適用除外を設けず、廃絶対象物質(附属書 A)に追加することにつき、COP に勧告することが決定されました。

※我が国においては、既にジコホルを化審法の第一種特定化学物質に指定し、その製造及び使用を禁止しています。また、農薬取締法においては、販売禁止農薬に指定しています。

(2) 条約対象物質としての検討

①ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び PFOA 関連物質(提案国:欧州連合)

【主な用途】フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等

リスク管理に関する評価及び POPs 条約上の位置付け(製造・使用等の「廃絶」又は「制限」、並びに「意図的でない生成」)について検討し、特定の用途についての適用除外項目、POPs 条約上の位置付け及び PFOA 関連物質の対象範囲について、今後更なる情報を収集し、次回会合(POPRC14)まで議論を重ねることとなりました。特に、PFOA 関連物質については、日本から、規制措置を行う上で対象物質を特定すべきであるとの意見を述べ、今後、更なる情報収集を行うこととなりました。

②ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及び PFHxS 関連物質(提案国:ノルウェー)

【主な用途】フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等

提案国から提出された提案書について、残留性、濃縮性、長距離移動性及び毒性等を審議した結果、PFHxS が附属書 D のスクリーニング基準を満たすと結論に達し、リスクプロファイル案を作成する段階に進めることが決定されました。

(3) その他の検討

①ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びその塩並びに PFOSF の代替についての評価

【適用除外の主な用途】半導体用のエッチング剤、レジスト

附属書 B(制限)に掲載されている PFOS(界面活性剤)については、いくつかの用途に対して適用除外が条約上で認められており、これらの適用除外が引き続き必要であるかを 2019 年の第 9 回締約国会議(COP9)において評価することとされています。そのために必要な調査を 2017 年から 2018 年にかけて各国に対して実施することが、本年 5 月に開催された第 8 回締約国会議(COP8)で決定されましたが、そのための具体的な作業内容とスケジュールが今回の POPRC13 で決定されました。

3. 今後の予定

POPRC14 は平成 30 年 9 月にローマで、また POPRC13 及び POPRC14 の結果を踏まえた第 9 回締約国会議(COP9)は平成 31 年に開催される予定です。

【参考】関連するホームページ

経済産業省関連情報ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops.html

ストックホルム条約ホームページ(英語)

<http://www.POPs.int/>

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局化学物質安全室長 飛驒

担当者: 井上、池川

電 話:03-3501-1511(内線 3701)

03-3501-0605(直通)

03-3501-2084(FAX)